

健生食輸発0901第1号
令和7年9月1日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)
のジニコナゾール及びプロピコナゾール並びに緑豆のチアメトキサム、並びに中国産
チリペッパー及びレッドペッパーのアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年
8月28日付け健生食輸発0828第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、タイ産未成熟えんどう及び緑豆並びに中国産チ
リペッパー及びレッドペッパーについてのモニタリング通知を下記のとおり改正する
ので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除

- ・タイ産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)
及びその加工品(簡易な加工に限る。)のジニコナゾール
- ・タイ産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)
及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロピコナゾール
- ・タイ産緑豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチアメトキサム
- ・中国産チリペッパー及びレッドペッパーのアフラトキシン